

## 第8期 雲南市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和5年11月22日(水) 13:30～14:41
2. 場 所 市役所5階・全員協議会室
3. 出席委員(16名)
4. 欠席委員(3名)
5. 事務局又は説明者
6. 議事日程
  - 日程第1 議事録署名委員の指名
  - 日程第2 諸報告
  - 日程第3 議案の上程
    - ・議第40号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
    - ・議題41号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
    - ・議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - ・議第43号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - ・議第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - ・議第45号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
    - ・議第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第5回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行いません。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番委員、10番委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・ 田畑転換届の受理について</li> <li>・ 公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・ 会議等の報告事項</li> <li>・ 会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行います。 それでは最初に、議第40号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書12ページ、議第40号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。13ページをご覧ください。図面については別添1ページから掲載しています。 (担当者から法及び様式の説明有り) 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆で地目は議案書のとおりです。面積は61㎡、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は昭和39年の災害により申請地へ泥が流入し、その後の耕作を行うことができなくなった。また、市道や水路に囲まれ不整形なことから今後も農地として使用することが困難なためということです。令和5年11月7日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>って長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議の程をよろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第40号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第40号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第40号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第41号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第41号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。15ページをご覧ください。図面については別添5ページから掲載しています。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>番号1番から4番、〇〇町〇〇です。地目は田2筆、畑2筆で関係者は1名、合計面積は4,025㎡です。令和5年11月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号5番から13番、〇〇町〇〇です。地目は田6筆、畑3筆で関係者は2名、合計面積は6,048㎡です。令和5年11月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>合計の面積は田7,201㎡、畑2,872㎡、合計10,073㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますので、ご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第41号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第41号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第41号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第42号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ、議第42号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書18ページをご覧ください。図面資料は9ページからです。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は583㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を拡大するということです。譲受人は申請地の周りの農地を耕作しており、権利取得後は申請地を合わせて耕作するとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は100㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に引っ越すことになり、耕作が困難となった。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作するということです。申請人の2人は親族であり、譲渡人が遠方へ引っ越すことになったため、所有地を全て譲受人に譲り渡すとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は29㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作するということです。申請地は譲受人の家の裏にある農地で、以前から譲受人が畑として耕作していました。今回、譲渡人が所有地を処分しようとしたところ、農地が1筆だけ残っていたため譲受人がもらうことになったようです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。この案件は申請番号3番の案件と関連があります。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は30㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作するということです。申請地は申請番号3番の申請地と隣接し、2筆を合せて使用しています。この申請地は譲受人の親族の所有であり、申請番号3番の理由で隣接地をもらうことに併せて、所有権を移転したいとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>はなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて、全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議の程をよろしくお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第42号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第42号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第42号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第43号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ、議第43号農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書21ページをご覧ください。図面については18ページからです。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は226㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は個人住宅で居宅1棟108.75㎡を整備します。始末書の提出があり、今回、相続の手続きの中で確認したところ、申請地へ平成7年に現住宅を建設した際、農地転用の手続きをせずに今まで利用していることが判明しました。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第9条第1項に規定する用途地域に定められていることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となります。なお、1番の申請人については、申請地の隣接地に係る農地法5条に係る転用申請も提出されており、この後の議案で説明することとしています。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は163㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は貸駐車場として利用したいとのことです。始末書の提出があり、令和元年から貸駐車場として利用し、農地転用の手続きをせずに今まで利用しているとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。以上報告いたしますので、ご審議についてよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願い</p>

発信者	議 事 録 要 旨
18番 議 長	いします。 はい はい。どうぞ。
18番	はい、18番です。1番の件について始末書が出されていますので読み上げます。今回の申請地は令和5年に親族が相続しました。この度、この土地を相続するにあたり調査を行ったところ、申請地に住宅の一部がかかっていることが判明しました。現在の状態に至った経緯は、親族が他界しており不明ですが、農地法について十分な知識が無かったためと思われます。今後は農地法を遵守しますので、今回の申請につきましてはよろしくお取り計らいの程をお願い申し上げますということで、始末書が提出されております。次に聞き取り調査の報告をします。図面は19、20ページです。聞き取りに関しては、申請人が〇〇町であった事から、申請代理の代書人へ電話で行っております。申請の経過としては、親族からの相続により手続きを進めている中で判明しました。親族が住宅を増改築し、平成7年頃から使用していたと思われます。隣接の農地とはブロック及び垣根で区別してあります。相続をきっかけとして、申請地で居宅を構えたいとのことですのでよろしくお願いたします。
議 長	他に補足説明はございませんか。
13番	はい
議 長	はい。どうぞ。
13番	はい、13番です。申請番号2番について説明いたします。申請地は平成10年に申請者が取得されましたが、既にその時は埋め立てられて耕作できない状況だったようです。その後、令和元年頃に近くの店から従業員の駐車場として貸借したい申出があり、転用しなければならないことの認識がないまま駐車場として貸し出してしまっており、現在に至っています。隣接地で転用申請が出され、その際に行政書士から申請の勧めがあったことから、今回、農地転用を申請することになりました。始末書が出されていまして、今後は違法がないように農地法を遵守いたしますとのことです。以上でございますのでご審議をよろしくお願いたします。
議 長	以上で議第43号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第43号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第43号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長 事務局	次に、議第44号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書22ページ、議第44号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は5件の申請が出ております。議案書23ページをご覧ください。図面について

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>は25ページからです。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は536㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、農業用施設で倉庫1棟69㎡のほか、農業用資材置場や農業機械の駐車を整備したいとのことです。始末書が提出されており、令和元年に隣接で公共工事があった際、受注業者が届け出をしないまま資機材置場として碎石を入れ、さらに本来であれば工事完了後は復旧が必要でした。しかし、農地法の手続きをしないまま今日に至っているとのことです。農用地区域外で土地代及び確認委員は議案書のとおりです。なお、農地区分は過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、施行令第4条第1項第2号イに規定する農業用施設、農機具、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設に該当する場合の農業用施設と考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は152㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、申請地を駐車場として利用したいとのことです。農用地区域外で土地代及び確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第9条第1項に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となります。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は107㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、体操器具用の倉庫として利用したいとのことです。始末書が提出されており、今回、譲り渡しの際、農地転用の手続きがされていないことが判明しました。本来、平成元年頃に農機具倉庫を建築した際、届け出が必要でしたが手続きをせずに利用してきたとのことです。農用地区域外で土地代及び確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は364㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、駐車場及び宅地進入路として使用したいとのことです。始末書が提出されており、平成23年に住居を建築し当時は申請地を畑として利用していましたが、その後、駐車場や進入路として利用してしまいました。本来であれば農地法の手続きをすべきでしたが、怠ったまま今日に至ったとのことです。農用地区域外で土地代及び確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は231㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、申請地を譲り受けて事務所及び来客用の駐車場として利用したいとのことです。始末書が提出されており、平成13年に現在の事務所を建築しました。今回の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請にあたり、一部が申請地にかかっていることが判明しました。農地転用の手続きをせずに利用してしまったとのことです。農用区域外で土地代及び確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号2番と同じです。</p> <p>なお、申請番号1番については、第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。この案件は許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告しますので、ご審議の程をよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
10番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
10番	<p>10番です。申請番号1番について補足説明いたします。申請地は県道の近くにあり、橋桁の耐震工事の際に業者が申請地を使用していたようです。譲受人が農業用施設の建設用地を探しているとき、譲渡人に相談したところ高齢となり、将来的に耕作する予定がないことから申請地を譲り受けることとなりました。転用目的は農業用倉庫の建築ですが、5年位前から砂利が敷き詰めてあり、その砂利は工事を請け負った業者が機材及び資材置場として使用していた時のものです。始末書の内容ですが、申請地は橋脚の工事の時に貸し出していたもので、そのままの状態でもらいました。農地法の理解不足からこのような事態を招いたことをお詫びするとともに、今後はこの様なことがないように十分に留意いたしますとして出されております。以上でございますのでよろしく願います。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
18番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
18番	<p>18番です。申請番号3番について補足説明いたします。譲渡人から始末書が出されていますので読み上げます。申請地は平成元年頃より農業用倉庫が足りないため、倉庫を建築して使用しました。当時は親族がしたことですので、私は把握していませんでしたが、今回、譲り渡すことになり農地転用の手続きがされていないことが分かりました。この度、きちんと手続きをいたしますし、今後はこの様なことがないように法令を遵守いたしますということです。聞き取りを行っております。譲受人は譲渡人の親族の友人だそうです。体操器具を入れる場所が欲しいということで、相談をされて話がまとまったと言う事ですが、その時に転用許可を得ていないことが判明したということです。当初、平成元年頃から農機具等の倉庫として利用していましたが譲受人は体操器具を格納する倉庫として利用したいそうです。隣接に畑がありますが境界が明確になっており、区分けられていますので問題はないと考えます。隣接に市道があり、利便性が良いため申請地を選定したとのことです。以上よろしく願います。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>
13番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
13番	<p>13番です。申請番号4番と5番について補足説明いたします。まず、4番の件ですが申請者の2人は親族です。図面は35ページから37ページとなります。自宅を建てられ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>た当時は畑として利用されていましたが、平成24年頃から一部を駐車場や進入路として利用され現在に至っています。譲渡人が他所へ転出することになり、譲受人へ譲り渡す手続きの際に申請地が農地であることが判明したということです。始末書が出されおり、平成23年当時には申請地を畑として使用していましたが、その後、進入路と駐車場として利用するために舗装をしてしまったということで今後は農地法を遵守いたしますということです。</p>
議 長	<p>それから、申請番号5番についてです。38ページからの図面資料を確認ください。国道から少し入った場所が申請地であり、現在、事業所として使用されています。平成13年に住居として建築された後、これが使われなくなり平成31年に現在の事業者へ譲られた経過があります。今回、隣接の市道が拡張されることに伴い、測量を実施されたところ一部が農地であることが判明したようです。そこで、申請地を取得して事業所を移転新築し利用する計画ということでございますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第44号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第44号農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち申請番号2番から5番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第44号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番から5番の案件を申請のとおり許可することに決定をいたしました。 次に、本案件のうち島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第44号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番の案件は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可が適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第45号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書25ページ、議第45号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを説明します。議案書26ページをご覧ください。図面については41ページからです。 (担当者から法及び様式の説明有り) 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。令和4年11月17日に事業計画者である譲受</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>人が、申請地を資材置場にするという目的で、転用許可が出されています。許可後、申請地の近隣で道路改良工事が行われ、造成用の土砂搬入ができなくなったため、計画期間を延長されるものです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。令和5年2月21日に事業計画者である譲受人が、申請地に住宅団地を造成する目的で転用許可が出されています。許可後、造成のための公共事業による残土搬入が延期となったため、全体事業の計画期間を延長されるものです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。令和4年11月17日に事業計画者である譲受人が、申請地に住宅団地を造成する目的で転用許可が出されています。申請番号2番と同様に許可後、造成のための公共事業による残土搬入が延期となったため、全体事業の計画期間を延長されるものです。以上について、ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第45号についての説明を終わります。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第45号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第45号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第46号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書27ページ、議第46号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書28ページをご覧ください。今回は設定件数11件で、内訳は〇〇町4件、〇〇町5件、〇〇町2件です。また、借り受け戸数は6戸となっております。なお、34ページからは一括方式による農地中間管理機構からの転貸となっております。この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する大東町の案件がございますので、協議の際にはご配慮を願いたいと思います。あの時計で14時35分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p>..... (休憩) .....</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していた</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>できます。初めに、利用権貸借の申請番号3番から9番と一括方式の申請番号1番について〇〇町からお願いします。</p>
1 番	<p>はい、1番です。申請番号3番は新規ですが受け手の方は農業機械を所有し積極的に経営をされていますので問題なしと判断しました。4番は再設定であり意欲的に農業に取り組んでおられますので、これも問題ないと判断しました。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。</p>
1 2 番	<p>はい、12番です。申請番号5番ですが再設定であり問題ないと考えます。また、6番から9番は圃場整備に伴う案件であり問題ないと考えますのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。</p>
1 7 番	<p>はい、17番です。一括方式の案件ですが、受け手は法人であり、再設定であることから問題ないと考えますのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第46号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号3番から9番と一括方式の申請番号1番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第46号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号3番から9番と一括方式の申請番号1番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
	<p>次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。〇〇町分の利用権貸借の申請番号1番と2番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、4番委員にはご退席願います。</p>
	<p>(4番委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、この案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。</p>
1 番	<p>はい、1番です。申請番号1番と2番については、再設定であり、受け手が法人であることから妥当だと判断いたしましたのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第46号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち利用権貸借の申請番号1番と2番の案件</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>は、申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。  (無しの声 あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第46号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち利用権貸借の申請番号1番と2番の案件は、申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>4番委員にはご着席願います。  (4番委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p>
(14:41 終了)	

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_